| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 紙巻たばこ | ユマ　オーガニック　ブラック　シガレット | ＦＫ　20本　ハードパック | ドイツ | 580円 |
| パイプたばこ | ユマ　オーガニック　レッド　ＲＹＯ | 30.0ｇ　パウチ | ドイツ | 780円 |
| パイプたばこ | ユマ　オーガニック　ブラック　ＲＹＯ | 30.0ｇ　パウチ | ドイツ | 780円 |
| 紙巻たばこ | ラーク・アイス・ミント・１㎎　100ボックス・10ｓ | ＦＳＫ　10本　ハードパック | メキシコ | 210円 |
| 紙巻たばこ | ラーク・ウルトラ・メンソール　ＫＳボックス・10ｓ | ＦＫ　10本　ハードパック | チェコ | 210円 |
| 紙巻たばこ | ラーク・スーパー・メンソール　ＫＳボックス・10ｓ | ＦＫ　10本　ハードパック | チェコ | 210円 |
| パイプたばこ | ＲＡＷオーガニック | 30.0ｇ　パウチ | デンマーク | 1,000円 |
| パイプたばこ | ＲＡＷブロンド | 30.0ｇ　パウチ | デンマーク | 930円 |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成27年7月10日

農林水産大臣　林　　芳正

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 秋田県大仙市大沢郷寺字長者屋敷西22番１　原野　3,356㎡ | 土井　繁治　秋田県神宮寺町京字留払谷地312 | |
| 秋田県大仙市大沢郷寺字長者屋敷西22番２　原野　21㎡ | | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成27年7月10日

農林水産大臣　林　　芳正

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 栃木県那須郡那珂川町富山字川原44番１　河川　89㎡ | 髙野　好美　栃木県那須郡武茂村大字富山243番地 | 現況：国所管河川 |
| 栃木県那須郡那珂川町富山字川原44番２　河川　257㎡ | | |
| 栃木県那須郡那珂川町富山字川原2779番　河川　69㎡ | | |
| 埼玉県蕨市錦町三丁目1048番２　畑　9.00㎡ | 浅田　能郎　東京都中央区八丁堀三丁目13番地３ | 現況：蕨市所管道路 |
| 埼玉県蕨市錦町三丁目1049番２　畑　9.00㎡ | | 現況：蕨市所管学校用地 |
| 埼玉県蕨市錦町三丁目1050番１　畑　181㎡ | | 現況：蕨市所管学校用地 |
| 埼玉県蕨市錦町三丁目1050番４　畑　10㎡ | | 現況：蕨市所管道路 |
| 東京都調布市小島町一丁目13番２　畑　198㎡ | 井上金治郎　東京都北多摩郡調布町布田小島分185番地 | 転用目的で貸付中 |
| 東京都調布市小島町二丁目27番５　畑　265㎡ | 井上金治郎　東京都北多摩郡調布町布田小島分185番地 | |
| 東京都調布市小島町二丁目39番８　畑　173㎡ | 井上金治郎　東京都北多摩郡調布町布田小島分185番地 | 一部転用目的で貸付中 |
| 東京都調布市小島町二丁目45番10　畑　166㎡ | 井上金治郎　東京都北多摩郡調布町布田小島分185番地 | 転用目的で貸付中 |
| 東京都調布市小島町二丁目45番14　畑　322㎡ | | |
| 長野県千曲市大字稲荷山字釜蓋1920番４　畑　99㎡（買収時：長野県更級郡稲荷山町字釜蓋1920番　畑６畝14歩） | 髙村不動産合名会社　東京都文京区 | |
| 長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩1763番13　畑　181㎡ | 前田竹千代　長野県下伊那郡大鹿村大字鹿塩1269番地 | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成27年7月10日

農林水産大臣　林　　芳正

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 愛知県豊川市土筒町字国府月45番　畑　285㎡（買収時：愛知県豊川市土筒町国府月32番２） | 祐林寺　豊川市土筒町國府月32番地 | |